

平成27年9月24日

第11回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第 11 回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成 27 年 9 月 24 日 (木) 午後 3 時

場 所 倉吉市役所 第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 教育長報告
- 5 議 事
 - 議案第21号 学校医の変更について 1
 - 議案第22号 倉吉市指定無形文化財の指定解除及び保持者認定の解除について 2
- 6 協議事項
 - (1) 倉吉市立小・中学校の適正配置等について 3
 - (2) 第 2 期倉吉市教育振興基本計画・教育委員会の機能強化について 9
 - (3) 教育長の職務代理者について 13
- 7 報告事項
各課報告 (別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第 21 号

学校医の変更について

次のとおり学校医の変更について、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、本委員会の承認を求める。

平成 27 年 9 月 24 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福 井 伸一郎

1 北谷小学校

- (1) 学校医名 (旧) 倉吉市宮川町 井奥郁雄
(新) 倉吉市西倉吉町 大石一康
- (2) 委嘱期間 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 久米中学校

- (1) 学校医名 (旧) 倉吉市宮川町 井奥郁雄
(新) 倉吉市新町 3 森脇良太
- (2) 委嘱期間 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第22号

倉吉市指定無形文化財の指定解除及び保持者認定の解除について

倉吉市文化財保護条例（昭和51年倉吉市条例第21号）第18条第6項の規定により、次に掲げる倉吉市指定無形文化財の指定、及びその保持者の認定を解除することについて、本委員会の承認を求める。

平成27年9月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

名称	倉吉の張り子・土人形製作技術
認定保持者	三好 明

倉吉市立小・中学校の適正配置の 中学校区別説明会開催のお知らせ（案）

倉吉市教育委員会

倉吉市教育委員会は、平成25年に「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」を発表してから、各地での説明会、市民シンポジウム等を開催し、広く市民の皆さんの意見を聞き、ともに考えてきました。

その積み上げの結果として、平成28年4月1日には、関金小学校と山守小学校を統合した新「関金小学校」が開校する運びとなりました。

今回の説明会では、平成27年1月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について説明するとともに、倉吉市の草案についての進捗状況を説明します。

たくさんの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

- 1 時 期 平成27年10月～11月
- 2 場 所 市内5中学校区各会場（詳細は下表）
- 3 対象者 倉吉市民（保護者、地域住民、教職員 等）
- 4 内 容
 - ・小・中学校の適正配置についての説明
 - ・質疑・意見交換
- 5 各中学校区別説明会の日程



中学校区	期日（曜日）	時 間	場 所
河北中学校区	10月20日（火）	午後7時～8時30分	上井公民館 多目的ホール
久米中学校区	10月27日（火）	午後7時～8時30分	久米中学校 武道館
西中学校区	11月11日（水）	午後7時～8時30分	さんさんプラザ 多目的ホール
東中学校区	11月17日（火）	午後7時～8時30分	交流プラザ 視聴覚ホール
鴨川中学校区	11月24日（火）	午後7時～8時30分	関金総合文化センター 大会議室

※いずれの会場でも参加できます。上記日程は現時点での予定です。

変更の場合は倉吉市HP等でお知らせします。

※今回の中学校区別説明会は全市で行いますが、希望のある地区については、別途説明に行かせていただきます。

問い合わせ先：学校教育課（電話22-8166）

協議事項 2

第 2 期倉吉市教育振興基本計画・教育委員会の機能強化について

平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新しい教育委員会制度へ移行するが、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることとなり、これまでの教育委員長としての役職がなくなる。第 2 期教育振興基本計画策定にあたり、市民の代表としての教育委員の立場で今後 5 年間どのように取り組んでいくのか。

< 資 料 >

第 1 期教育振興基本計画（45 ページ抜粋）

3 教育委員会の機能強化

教育委員会の使命として、「教育委員会は、地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定するとともに、教育長及び事務局の事務執行状況を監視・評価すること」（中央教育審議会答申）が求められているところです。

教育委員会が本市教育の本質に関わる議論を行うことや住民や教育現場の意向や実情を把握することに加え、教育委員が積極的に教育の方向を示すことが必要です。そのためにも、教育委員の意見や考えを市民に広報することや、教育委員が自らの職業や経験を活かして教職員に対し研修を行うこと等により、「市民に顔の見える教育委員」であるよう努めます。

○倉吉市教育の方針の明示

- ・教育委員会評価の充実
- ・教育委員会事務局の業務遂行状況の把握と助言

○住民の意向や教育現場の実情の把握

- ・小・中学校の学校計画訪問
- ・小・中学校校長、PTA 役員との意見交換

○教育委員の活動の顕在化

- ・教育委員の意見・考えを市民に広報（リレーエッセイをウェブページに掲載）
- ・教職員研修講座等の講師

第1期 倉吉市教育振興基本計画 施策に対する成果と今後の取組

重点施策	主要施策	第1期各施策	成 果	・今後の取組 ・次期計画へ盛り込む内容
教育委員会の機能強化	○倉吉市教育の方針の明示	・教育委員会評価の充実	教育行政の点検及び評価：10月に中間進捗状況を報告、3月に年度評価を行い、定例教育委員会で評価を決定。	
		・教育委員会事務局の業務遂行状況の把握と助言	業務の実施状況について、毎月の教育委員会定例会で報告。	
	○住民の意向や教育現場の実情の把握	・小・中学校の学校計画訪問	毎年9～10校程度の計画訪問を実施。	
		・小・中学校校長、PTA役員との意見交換	小学校・中学校各PTAとの意見交換を年2回実施。	
	○教育委員の活動の顕在化	・教育委員の意見・考えを市民に広報（リレーエッセイをウェブページに掲載）	毎年4～7回のリレーエッセイをHPに掲載。市長と委員との意見交換会の状況等も掲載（年2回）。	
		・教職員研修講座等の講師	校長研修会（毎年）	

<今後の取組例>

- ・ 社会教育関係などの各審議会に出席
- ・ 地域学校委員会への出席
- ・ 公民館長との会など市民の声を吸い上げる場所の設定

	主な事業等	主な施設改修等
平成21年度	1 明日の倉吉の教育を考える委員会 6回開催 「明日の倉吉を考える委員会提言」を倉吉市教育委員会へ6項目の提言3月 ・倉吉市教育理念・教育目標、教育内容 ・子どもたちが望ましい成長をするための学校・学級の適正な規模についての検討を行うこと ・校区のあり方について検討を行うこと 2 倉吉市小中学校の学校評価の充実 3 倉吉市小中学生リーダー会議開催 菜の花PJ開始	○高城小体育館耐震化
平成22年度	1 倉吉市教育委員会から倉吉市学校教育審議会へ諮問 「明日の倉吉を考える委員会提言を基に倉吉市の教育について」 学校教育審議会から倉吉市教育振興基本計画案を答申2月 ・倉吉市教育理念・教育目標、幼児・家庭・学校・社会での教育内容等 ・教育環境の充実整備 教育施設の耐震化、教育表彰・奨学金制度の充実 ・学級・学校の適正規模、学校の在り方についての検討 2 倉吉市教育振興基本計画を倉吉市教育委員会で策定 3 「倉吉の子育て十か条」制定	○上小鴨体育館建替 △倉吉武道館柔道場 剣道場改修
平成23年度	1 「倉吉市小・中学校の適正配置について」学校教育審議会で審議・答申 ・教育活動を進める上での適切な学級・学校規模について ・具体的な校名を挙げて校区再編について ・高城小学校河来見分校の廃校、校区再編について 倉吉市学校教育審議会から倉吉市教育委員会へ答申2月 2 倉吉市小中学校の地域学校委員会の発足 学校支援ボランティア 3 学校給食センター調理業務民間委託	○河北中移転 ○成徳小・久米中体育館耐震化 △陸上競技場改修 △スポーツセンター設備改修
平成24年度	1 「倉吉市小・中学校の適正配置について」答申の小学校区別説明会の実施 4月～8月 14地区 718人参加 2 倉吉市民シンポジウム「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」開催 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」公表 3月 2 山上憶良短歌大会開催 3 大江磐代君顕彰展開催	○河北中移転 □中部子ども支援センター改修
平成25年度	1 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」について 地区合同（中学校区）で説明会4月～5月 5地区 250名 対象小学校区での説明会5月～8月 10地区 552名 倉吉市民シンポジウムの開催「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 「智頭町における学校統合について 一経緯と現在一」11月開催 2 「倉吉市公民館の在り方について」倉吉市社会教育委員協議会より答申 3 「くらよし風土記～倉吉学入門～」発行	文部科学大臣から学校施設耐震化督促状 ○西郷小・上灘小・北谷小・社小・灘手小体育館耐震化 △市営野球場改修 △B&G プール解体整備
平成26年度	1 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 ・地区別の学校統合を考える会発足（成徳明倫、関金山守地区） ・事務局内に学校統合推進室設置、地区学校統合準備委員会の設置 2 倉吉市立小・中学校の土曜授業試行（年間小学校3回、中学校5回） 3 倉吉市青少年問題対策協議会条例 いじめ対応	○西郷小・上灘小・西中・久米中・鴨川中耐震化 ・河北小増築 △温水プール改修

平成27年度	1 倉吉市教育振興基本計画第二期の審議 ・中間とりまとめ →市民広報・パブコメ →最終とりまとめ →答申 2 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 関金・山守小学校統合準備委員会の設置 → 校名等の協議	○灘手小・上小鴨小耐震化工事 ○明倫小耐震化工事 ○成徳小建替 ○上灘小体育館建替
平成28年度	1 第2期倉吉市教育振興基本計画の実施 2 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」 ・校区間の協議会の立ち上げ → 統合準備委員会へ移行	○成徳小建替 ○明倫小耐震化 ○小鴨小増築

課題

1 「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」

学校統合の具体的推進 平成27～30年度を予定 ⇒ 平成28～32年度

- ・学校統合 山守・関金校区 平成28年4月1日開校
- ・校区間協議の推進 成徳・明倫校区、北谷・高城・社地区説明会
- ・単独存続要望の地区 灘手校区、上小鴨校区

2 教育委員会の所管する施設保全・改修等

- ・学校施設の改修 耐震化（平成28年度終了）、タブレット等学習情報機器の整備等
- ・地区公民館の改修 耐震化、老朽改修 自治公民館・地域振興協議会との関係
- ・体育施設の改修 庭球場の全天候型整備、野球場のバックスクリーン・電光掲示板等
- ・博物館の改修 耐震化、老朽改修
- ・図書館・パースクエアの管理 駐車場の狭隘、リス舎の管理
- ・B&G 海洋センター改修・運営方法 指定管理へ移管

3 学校教育の充実

- ・いじめ不登校等問題行動への対応 不登校対策の充実
- ・新学習指導要領への対応 道徳の教科化
- ・外国語教育、情報教育の充実のための対応 ALTを5中学校配置、小学校との連携

4 教育委員会制度改革への対応

- ・新教育委員会制度の理解 新教育長の権限（教育委員長+教育長）、市長との協議
- ・総合教育会議の持ち方 市長が主宰 教育大綱を定める。
- ・新教育長の選任の時期 法はH27.4.1施行、現教育長任期期間は現行どおり

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
新法施行	H27.4.1	→		新教育長(3年)
現教育長任期	→		H27.10.2	→ H30.10.2
委員長任期	→		(H26.10.7)	(委員長は廃止、職務代理を選出)

協議事項 3

教育長職務代理者について

平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、現教育長の任期（平成 27 年 10 月 2 日）をもって、新しい教育委員会制度へ完全に移行することとなる。教育委員長及び委員長職務代行者の役職がなくなり、新たに教育長職務代理者を教育長が指名することとなる。職務代理者の任期は、法律で定められていないが、教育長が別の教育委員を指名するまで、又はすでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となる。

< 新制度での主な変更点 > 別紙参照

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13 条関係）
 - 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4 条、7 条関係）
 - 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13 条関係）
 - 教育長の任期は、3 年とする（委員は 4 年）。（5 条関係）
 - 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14 条関係）
- また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25 条関係）

< 参考 >

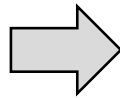
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抜粋）

（教育長）

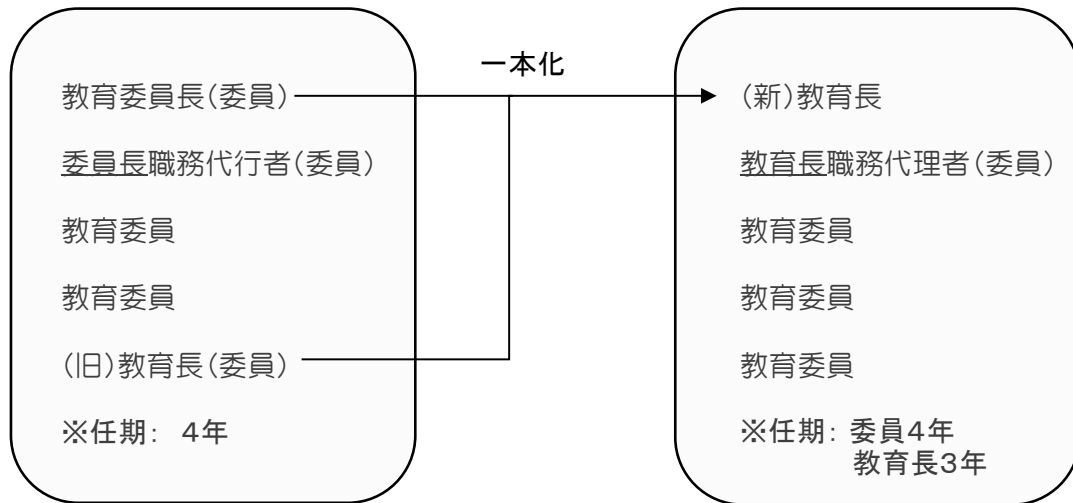
第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

旧制度(～H27.10.2)



新制度(H27.10.3～)



主な変更点

- ・委員長は5名の委員の中から選挙で選出
- ・教育長は教育委員の中から教育委員会が任命
- ・委員長職務代行者は教育委員会が指定する委員
- ・委員長が教育委員会を代表する。
- ・報酬(委員長:63,000円、委員47,000円)
- ・「教育長」として市長が議会の同意を得て任命
- ・教育長職務代行者は教育長が指名
- ・教育長は、教育委員会を代表する。
- ・報酬(委員47,000円)